

「総合評価審査部会の設置及び運営要領」

(設置)

第1条 岐阜県公共事業執行共同化協議会の会員が、建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質で総合的に優れた調達を実現することを目的とし、総合評価審査部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、参加を希望する協議会員で組織する。
2 部会の運営は、部会員から選出された代表部会員が行う。
3 部会に総合評価共同会議（以下「共同会議」という。）を置く。

(協議事項)

第3条 部会は、次の事項について協議を行う。
(1) 公共事業執行に係る総合評価落札方式の共同会議に関する事。
(2) その他部会の目的達成に必要な事項に関する事。

(共同審査会)

第4条 共同会議は、別途定める実務機関が運営する。
2 共同会議の運営に必要な諸費用は、共同会議を利用する部会員が負担し、直接実務機関に支払うものとする。

(会議)

第5条 部会の会議は、代表部会員が招集する。
2 部会の会議の進行は代表部会員が行う。
3 部会の会議は、文書の合議によって会議の開催に代えることができる。

(入退会)

第6条 部会に入会する時、又は脱退する時は、あらかじめ部会に申し入れを行わなければならない。

(事務局)

第7条 部会の事務を処理するため、別途定める実務機関に事務局を置く。

(その他)

第8条 この設置要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会で定める。

(附則)

この要領は平成19年11月1日から施行する。
この要領は平成25年3月22日から施行する。